

●香川県告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に平成20年3月19日から編入する旨、綾川町長から届出があった。

平成20年3月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

綾歌郡綾川町陶字有信下	綾歌郡綾川町陶字有信上4914の一部及びこれに隣接する道路、水路である町有地の全部
綾歌郡綾川町陶字有信上	綾歌郡綾川町陶字有信下5035の2の一部及びこれに隣接する道路である町有地の全部並びに5031に隣接する道路、水路である町有地の全部、5032の8の地先にある道路、水路である町有地の一部